

(第3号様式)

印刷物仕様書

印刷物名	自動車税種別割督促状 (OCR)		数量	(枚 組) ☐ 部 ☐ 枚 ☐ 組 ☐ 冊 80,000 ☒ セット
印刷区分	☐ オフセット ☒ フォーム ☐ ダイレクト ☐ 賞状 ☐ 地図 ☐ その他 ()			
用紙規格 ・ 印刷面 ・ 印刷色	☐ A ☐ B 判 (☐ 仕上がり)		☒ 17 インチ× 4.5 インチ	☐ mm × mm
	【表紙】 kg (紙の厚さ) ☐ 上質紙 ☐ コート紙 ☐ アート紙 ☐ レザック ☐ 色上質紙 (厚口・特厚口) ☐ その他 () ☐ 片面刷/ ☐ 両面刷 (色)			
	【本文】 頁 kg (紙の厚さ) ☐ 上質紙 ☐ コート紙 ☐ アート紙 ☒ OCR用紙 ☐ ノーカーボン紙 (青・黒) (N) ☒ その他 (ドロッパーアウトカラー アカ・シミ刷) ☐ 減感 (枚目) ☐ 裏カーボン (枚目) ☐ 片面刷 (☐ モノクロ (頁) ☐ 2色 (頁) ☐ 3色 (頁) ☐ 4色 (頁)) ☒ 両面刷 (☒ モノクロ (裏) ☒ 2色 (表) ☐ 3色 (頁) ☐ 4色 (頁))			
	【仕切紙】 枚 ☐ 上質紙 ☐ 色上質紙 (薄口・中厚口) ☐ その他 () ☐ 片面刷/ ☐ 両面刷 (色)			
製本	☐ 無線 (あじろ) とじ ☐ 針金とじ (☐ 中とじ ☐ 平とじ) (カ所) ☐ 上製本 ☐ 見返し ☐ 背文字 ☐ バラ (枚帯掛) ☐ 穴 (カ所) ☒ ミシン (4本) ☐ セット仕上 (枚帯掛) ☐ 天のり (組・枚 1冊) ☐ 折り (☐ 二つ折 ☐ 三つ折 ☐ 巻三つ折 ☐ 巻四つ折 ☐ 経本折 ☐ 観音折) ☐ その他 ()			
グリーン購入	☐ 適合 ☐ 不適合 ☒ 対象外			
	【判断基準】 (1) 総合評価値 80 以上の印刷用紙を使用すること。(冊子形状のものについては表紙を除く。) (2) 印刷物の用途・目的に支障のない範囲で、可能な限り Aランクの資材を使用すること。 (3) 報告書、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物には、リサイクル適性を表示すること。 (4) オフセット印刷については、インキの種類ごとに規定された率以上植物由来の油を含有し、かつ芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いたインキが使用されていること。			
写真	☐ カラー 点 ☐ モノクロ 点 【内訳】 ☐ 支給 [著作権: ☐ 無 (点) ☐ 有 (点)] ☐ 撮影又はレンタル 点			
イラスト	☐ カラー 点 ☐ モノクロ 点 【内訳】 ☐ 支給 [著作権: ☐ 無 (点) ☐ 有 (点)] ☐ 書起し又はレンタル 点			
支給原稿	【表紙】 ☐ 普通紙 ☐ 電子データ (使用ソフト:) 【本文】 ☒ 普通紙 ☐ 電子データ (使用ソフト:) 【イラスト】 ☐ 普通紙 ☐ 電子データ (使用ソフト:) 【写真】 ☐ ネガ ☐ プリント ☐ 電子データ (使用ソフト:)			
原稿引渡	☒ 受注業者決定時 ☐ 令和 年 月 日 (予定)			
校正責任者	所属名 総務部税務課 担当者 高橋 内線 (2225) 外線 (024-521-7069)		校正回数	2 回
納入期限	令和 7 年 6 月 23 日 (月)	データ納品	☐ 要 (形式:) ☒ 不要	
納入場所	福島県総務部税務課 【その他納品先】 ☐ 有 (カ所) ☒ 無			
特記事項	自動封入封緘機仕様、MPN 準拠仕様。 印刷物の完成後に個人情報や税情報を印字するため、製品サンプルを提出して合格した後に納品すること。			

- (注) 1 必要な仕様は、別紙に具体的に書き入れること。
2 受注業者は、作業前に校正責任者と打合せを行うこと。
3 リサイクル適性の表示が必要な印刷物 (上記グリーン購入【判断基準】(3)を参照) については、受注業者は速やかに資材確認票を出納局入札用度課に提出すること。

※印字内容・レイアウトは変更となる場合があります。

45



(第3号様式)

印刷物仕様書

印刷物名	諸税督促状（OCR）		数量	（ 枚 組） 11,000	☐ 部 ☐ 枚 ☐ 組 ☐ 冊 ☒ セット
印刷区分	☐ オフセット ☒ フォーム ☐ ダイレクト ☐ 賞状 ☐ 地図 ☐ その他（ ）				
用紙規格 ・ 印刷面 ・ 印刷色	☐ A ☐ B 判（ ☐ 仕上がり）		☒ 17 インチ× 4.5 インチ	☐ mm × mm	
	【表紙】 kg（紙の厚さ） ☐ 上質紙 ☐ コート紙 ☐ アート紙 ☐ レザック ☐ 色上質紙（厚口・特厚口） ☐ その他（ ） ☐ 片面刷／ ☐ 両面刷（ 色）				
	【本文】 頁 kg（紙の厚さ） ☐ 上質紙 ☐ コート紙 ☐ アート紙 ☒ OCR用紙 ☐ ノーカーボン紙（青・黒）（N ） ☒ その他（ドロップアウトカラー アカ・スミ刷） ☐ 減感（ 枚目） ☐ 裏カーボン（ 枚目） ☐ 片面刷（ ☐ モノクロ（ 頁） ☐ 2色（ 頁） ☐ 3色（ 頁） ☐ 4色（ 頁）） ☒ 両面刷（ ☒ モノクロ（ 裏 ） ☒ 2色（ 表 ） ☐ 3色（ 頁） ☐ 4色（ 頁））				
	【仕切紙】 枚 ☐ 上質紙 ☐ 色上質紙（薄口・中厚口） ☐ その他（ ） ☐ 片面刷／ ☐ 両面刷（ 色）				
製本	☐ 無線（あじろ）とじ ☐ 針金とじ（ ☐ 中とじ ☐ 平とじ）（ カ所） ☐ 上製本 ☐ 見返し ☐ 背文字 ☐ バラ（ 枚帯掛） ☐ 穴（ カ所） ☒ ミシン（ 3本） ☐ セット仕上（ 枚帯掛） ☐ 天のり（ 組・枚 1冊） ☐ 折り（ ☐ 二つ折 ☐ 三つ折 ☐ 巻三つ折 ☐ 巻四つ折 ☐ 経本折 ☐ 観音折） ☐ その他（ ）				
グリーン購入	☐ 適合 ☐ 不適合 ☒ 対象外				
	【判断基準】 (1)総合評価値 80 以上の印刷用紙を使用すること。（冊子形状のものについては表紙を除く。） (2)印刷物の用途・目的に支障のない範囲で、可能な限り Aランクの資材を使用すること。 (3)報告書、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物には、リサイクル適性を表示すること。 (4)オフセット印刷については、インキの種類ごとに規定された率以上植物由来の油を含有し、かつ芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いたインキが使用されていること。				
写真	☐ カラー 点 ☐ モノクロ 点 【内訳】 ☐ 支給〔著作権： ☐ 無（ 点） ☐ 有（ 点）〕 ☐ 撮影又はレンタル 点				
イラスト	☐ カラー 点 ☐ モノクロ 点 【内訳】 ☐ 支給〔著作権： ☐ 無（ 点） ☐ 有（ 点）〕 ☐ 書起し又はレンタル 点				
支給原稿	【表紙】 ☐ 普通紙 ☐ 電子データ（使用ソフト： ） 【本文】 ☒ 普通紙 ☐ 電子データ（使用ソフト： ） 【イラスト】 ☐ 普通紙 ☐ 電子データ（使用ソフト： ） 【写真】 ☐ ネガ ☐ プリント ☐ 電子データ（使用ソフト： ）				
原稿引渡	☒ 受注業者決定時 ☐ 令和 年 月 日（予定）				
校正責任者	所属名 総務部税務課 担当者 高橋 内線（2225） 外線（024-521-7069）			校正回数	2 回
納入期限	令和 7 年 6 月 23 日（月）	データ納品	☐ 要（形式： ） ☒ 不要		
納入場所	福島県総務部税務課 【その他納品先】 ☐ 有（ カ所） ☒ 無				
特記事項	自動封入封緘機仕様、MPN準拠仕様。 印刷物の完成後に個人情報や税情報を印字するため、製品サンプルを提出して合格した後に納品すること。				

- （注） 1 必要な仕様は、別紙に具体的に書き入れること。
 2 受注業者は、作業前に校正責任者と打合せを行うこと。
 3 リサイクル適性の表示が必要な印刷物（上記グリーン購入【判断基準】(3)を参照）については、受注業者は速やかに資材確認票を出納局入札用度課に提出すること。

見本（諸税督促状）

※印字内容・レイアウトは変更となる場合があります。

△福島県 年度領収済通知書 公 el

□ 課 記号番号	02120-7-960004	加入 者名	福島県税務部 税務システム課	合計		円
共通納税 機関コード		案件特定 キー		確認 番号		税目・ 料 金 番号
納期限	年 月 日	整理 番号				

30

納税者様

CVS取納用

eL
QR

取りまとめ店 ゆうちょ銀行 公金QR型特約金庫格センター

△福島県 年度 納付(納入・払込)書 公

加入者名 福島県税務部税務システム課
□ 課記号番号 02120-7-960004

本 税		円
延 滞 金		円
滞り加算金		円
重加算金		円
合 計		円

納税者氏名

eL番号:

期 別	
整理番号	
納 期 限	年 月 日

納 収 日 付 印

取扱金庫機関又はコンビニ店舗控

△福島県 年度督促状兼領収証書 公

加入者名 福島県税務部税務システム課
□ 課記号番号 02120-7-960004
(納税者)
(住 所)
(氏 名)
(eL番号)

期 別		整理番号	
法定納期限	年 月 日	納期限から1月を 経過した日	年 月 日
納 期 限	年 月 日	納期限から10日を 経過した日	年 月 日
本 税		円	
延 滞 金		円	
滞り加算金		円	
重加算金		円	
合 計		円	

上記のとおり納めてください。

年 月 日

左記の金額を納付しました。

納 収 日 付 印

納入印紙を貼

納税者様

印

- ① この納付状を交付した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、その翌日から滞納処分とされることになります。
- ② この処分が手続があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に催告請求をすることができます（なお、その期間内であっても、催告後に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して3か月を経過した日後又はこの処分の日から起算して1年を経過すると、催告請求をすることができなくなります。）
- ③ 滞分の取消しの請求は、この処分について2の催告請求に対する請求を経た後でなければ提出することができません。その場合において、滞分の取消しの請求は、その催告請求に対する請求があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません。（なお、その期間内であっても、催告後に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して3か月を経過した日後又はその請求の日から起算して1年を経過すると、滞分の取消しの請求を提起することができなくなります。）ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、催告請求に対する請求を経た後に滞分の取消しの請求を提起することができます（なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であっても、催告後に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して3か月を経過した日後は、滞分の取消しの請求を提起することができなくなります。）。
- (1) 催告請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても解決がないとき。
- (2) 滞分、滞分の執行又は手続の進行により生ずる滞しの損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他乱決を避けることにつき正当な理由があるとき。

災害などにより県税を一時に納税することが困難な方や、県税を一時に納税することで事業の継続又は生活の維持が困難となる方については、申請により納税の猶予（徴収の猶予又は換価の猶予（注））が認められる場合があります。詳しくは地方振興局県税部に御相談ください。

（注）換価の猶予の申請期限は、納期限から6か月以内です。

- 法定納期限または納期満までに税金を交付（納入・払込み）しないときは、地方税法の規定により賦付（納入・払込み）の日までの延滞金が加算されます。
- (1) 延滞金額は、税額について年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の所得税特別措置法第4条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞率（特例基準割合）」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中所与については、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）で計算します。
- (2) (1)の場合において、税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その納付金額又はその金額を切り捨て延滞金額を計算します。
- (3) (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てます。

お問い合わせ先

県北地方振興局県税部	TEL (024) 521-2692, 2694, 2699
県中地方振興局県税部	TEL (024) 935-1251, 1254, 1264
県南地方振興局県税部	TEL (0248) 23-1517, 1519
会津地方振興局県税部	TEL (0242) 29-5251, 5254, 5264
南会津地方振興局県税部	TEL (0241) 62-5213, 5214
根室地方振興局県税部	TEL (0244) 26-1129, 1127
いわき地方振興局県税部	TEL (0246) 24-6032, 6033, 6037

福島県の税に関するホームページ「くらしと県税」

福島県

納付の方法について

- 1 金融機関等の窓口
 - ① 県営定金箱機関（東邦銀行）
 - ② 県収納代理金融機関（各銀行・各信用金庫・各信用組合・各農業協同組合等）
 - ③ 全国の地方税統一QR対応金融機関
 - ④ ゆうちょ銀行、郵便局
 - ⑤ コンビニエンスストア（一部納付できないコンビニエンスストアもあります。30万円を超える金額は納付できません。）
 - ⑥ MMK端末を設置している店舗（無人端末機を除く）
 - ⑦ 県内各地方振興局
 - 2 スマートフォン決済アプリ
 各種スマートフォン決済アプリの使用方法に従い、画面のe!-QRを読み取ることで納付できます（一部対応していないアプリもあります。）。
 - 3 地方税お支払サイト
 サイトへアクセス後、次の方法で納付できます。
 - ・クレジットカード
 - ・口座振替
 - ・インターネットバンキング 等
 QRコード
 
 アクセスはこちらから ➡ <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>
- ※ 納付方法等の詳細については、県HPをご覧ください。また、各地方振興局県税部へお問い合わせください。

（ご注意）

- 1 この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- 2 この用紙を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- 3 この依頼者様から提出いただきました払込書に記載されたおとこ、おなまえ等は、加入者に通知する場合があります。

(第3号様式)

印刷物仕様書

印刷物名	督促状送付用封筒（7種類）	数量	（ 枚 組） 計 91,000	☐ 部 ☒ 枚 ☐ 組 ☐ 冊 ☐ セット
印刷区分	☒ オフセット ☐ フォーム ☐ ダイレクト ☐ 賞状 ☐ 地図 ☐ その他（ ）			
用紙規格 ・ 印刷面 ・ 印刷色	☐ A ☐ B 判（ ☐ 仕上がり）		☐ インチ× ☐ インチ	☒ 192 mm × 119 mm
	【表紙】 ☐ kg（紙の厚さ） ☐ 上質紙 ☐ コート紙 ☐ アート紙 ☐ レザック ☐ 色上質紙（厚口・特厚口） ☐ その他（ ） ☐ 片面刷／ ☐ 両面刷（ 色）			
	【本文】 ☐ 頁 70 kg（紙の厚さ） ☒ 上質紙 ☐ コート紙 ☐ アート紙 ☐ OCR用紙 ☐ ノーカーボン紙（青・黒）（N ） ☐ その他（ ） ☐ 減感（ 枚目） ☐ 裏カーボン（ 枚目） ☐ 片面刷（ ☐ モノクロ（ 頁） ☐ 2色（ 頁） ☐ 3色（ 頁） ☐ 4色（ 頁）） ☒ 両面刷（ ☒ モノクロ（ 内面） ☒ 2色（ 表面） ☐ 3色（ 頁） ☐ 4色（ 頁））			
	【仕切紙】 ☐ 枚 ☐ 上質紙 ☐ 色上質紙（薄口・中厚口） ☐ その他（ ） ☐ 片面刷／ ☐ 両面刷（ 色）			
製本	☐ 無線（あじろ）とじ ☐ 針金とじ（ ☐ 中とじ ☐ 平とじ）（ カ所） ☐ 上製本 ☐ 見返し ☐ 背文字 ☐ バラ（ 枚帯掛） ☐ 穴（ カ所） ☐ ミシン（ 本） ☐ セット仕上（ 枚帯掛） ☐ 天のり（ 組・枚 1冊） ☐ 折り（ ☐ 二つ折 ☐ 三つ折 ☐ 巻三つ折 ☐ 巻四つ折 ☐ 経本折 ☐ 観音折） ☒ その他（窓付、水のり付、封入封緘機仕様、内側に地紋あり、ペロ折り ）			
グリーン購入	☐ 適合 ☒ 不適合 ☐ 対象外 【判断基準】 (1)総合評価値 80 以上の印刷用紙を使用すること。（冊子形状のものについては表紙を除く。） (2)印刷物の用途・目的に支障のない範囲で、可能な限り Aランクの資材を使用すること。 (3)報告書、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物には、リサイクル適性を表示すること。 (4)オフセット印刷については、インキの種類ごとに規定された率以上植物由来の油を含有し、かつ芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いたインキが使用されていること。			
写真	☐ カラー 点 ☐ モノクロ 点 【内訳】 ☐ 支給〔著作権： ☐ 無（ 点） ☐ 有（ 点）〕 ☐ 撮影又はレンタル 点			
イラスト	☐ カラー 点 ☐ モノクロ 点 【内訳】 ☐ 支給〔著作権： ☐ 無（ 点） ☐ 有（ 点）〕 ☐ 書起し又はレンタル 点			
支給原稿	【表紙】 ☐ 普通紙 ☐ 電子データ（使用ソフト： ） 【本文】 ☒ 普通紙 ☐ 電子データ（使用ソフト： ） 【イラスト】 ☐ 普通紙 ☐ 電子データ（使用ソフト： ） 【写真】 ☐ ネガ ☐ プリント ☐ 電子データ（使用ソフト： ）			
原稿引渡	☒ 受注業者決定時 ☐ 令和 年 月 日（予定）			
校正責任者	所属名 総務部税務課 担当者 高橋 内線（2225 ）外線（024-521-7069）		校正回数	2 回
納入期限	令和 7 年 6 月 23 日（月）	データ納品	☐ 要（形式： ） ☒ 不要	
納入場所	福島県総務部税務課 【その他納品先】 ☐ 有（ カ所） ☒ 無			
特記事項	県北 20,000 枚 県中 27,000 枚 県南 7,500 枚 会津 11,000 枚 南会津 2,000 枚 相双 5,500 枚 いわき 18,000 枚 上記各地方振興局県税部の情報が入った 7 種類を上記枚数ずつ作成すること。 窓のフィルムはグラシン紙を利用すること。			

- （注） 1 必要な仕様は、別紙に具体的に書き入れること。
2 受注業者は、作業前に校正責任者と打合せを行うこと。
3 リサイクル適性の表示が必要な印刷物（上記グリーン購入【判断基準】(3)を参照）については、受注業者は速やかに資材確認票を出納局入札用度課に提出すること。

見本

※印字内容・レイアウトは変更となる場合があります。

料金後納
郵便

督促状を発付した日から起算して
10日を経過した日までに完納され
ない場合は、地方税法の規定により、
滞納処分を行うこととなります。

重要書類在中

この封筒の中の用紙は、折ったり汚したりしないようにお願いします。

差出人
福島県県北地方振興局県税部
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県庁 北庁舎4階

福島県

福島県の税に関するホームページ

福島県 暮らしと県税

検索

「たし、か、り、
実現可能
しくな

■ 窓はラウシン紙を使用しております
■ 印刷は納税性インキを使用しております

福島県県北地方振興局県税部
(お問い合わせ時間 平日 8:30~17:15)

納税課
納税相談に関すること
TEL 024-521-2682,2684,2685

課税第一課
個人事業税、法人県民税、法人事業税
TEL 024-521-2692
不動産取得税
TEL 024-521-2694

課税第二課
軽油引取税、ゴルフ場利用税、産業廃棄物税
TEL 024-521-2699
自動車税(種別割、環境性能割)
TEL 024-521-2702

管理課
納税証明書に関すること
TEL 024-521-2680
FAX 024-521-2854

(発行元 総務部税務システム課)

納付の場所・方法について

○金融機関等窓口での現金納付
金融機関(銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、郵便局等)
コンビニエンスストア(一部店舗を除く。30万円を超える金額は納付できません。)
県内各地方振興局

○地方税お支払サイトでの納付
クレジットカード納付、インターネットバンキング、ペイジー等
こちらの二次元コードから「地方税お支払サイト」へアクセスし、
「eL-QR」を読み込む若しくは「eL番号」を入力し、お手続きを
してください。
※クレジットカード納付は、手数料が発生します。

○スマートフォン決済アプリによるキャッシュレス納付
アプリを起動し、督促状表面に記載の「eL-QR」を読み込んで
お手続きをしてください。

【注意事項】
※ 地方税お支払サイト及びスマートフォン決済アプリで納付した場合、
県から領収証書は発行しませんので、ご了承ください。
※ 指定期日を過ぎるとコンビニエンスストア、地方税お支払サイト、
スマートフォン決済アプリでの納付はできません。
※ お支払手続完了後は、支払いを取り消すことができません。

「納付の場所・方法について」を入れるため、
名称、電話番号等を左にずらす。

・QRコードは、黒色とする。
・注意事項は、赤色文字及び太文字とする。
・文字幅及び文字サイズは、可能な限り大きくする

料金後納
郵便

督促状を発付した日から起算して
10日を経過した日までに完納され
ない場合は、地方税法の規定により、
滞納処分を行うこととなります。

重要書類在中

この封筒の中の用紙は、折ったり汚したりしないようにお願いします。

差出人

福島県県中地方振興局県税部

〒963-8540 福島県郡山市麓山一丁目1番1号
本庁舎1階

福島県

福島県の税に関するホームページ

福島県 くらしと県税

検索

たて、ふた、
実用可能
いくま

■ 窓はガラスシールを使用しております
■ 印刷は植物性インキを使用しております

福島県県中地方振興局県税部 (お問い合わせ時間 平日 8:30~17:15)

- 納税課
納税相談に関すること
TEL 024-935-1241, 1244, 1247
- 課税第一課
個人事業税、法人県民税、法人事業税
TEL 024-935-1251
不動産取得税
TEL 024-935-1254
- 課税第二課
自動車税、軽油引取税、ゴルフ場利用税
TEL 024-935-1261, 1264
- 管理課
納税証明書に関すること
TEL 024-935-1235
FAX 024-935-1239

(発行元 総務部税務システム課)

納付の場所・方法について

- 金融機関等窓口での現金納付
金融機関（銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、郵便局等）
コンビニエンスストア（一部店舗を除く、30万円を超える金額は納付できません。）
県内各地方振興局
 - 地方税お支払サイトでの納付
クレジットカード納付、インターネットバンキング、ペイジー等
こちらの二次元コードから「地方税お支払サイト」へアクセスし、
「eL-QR」を読み込む若しくは「eL番号」を入力し、お手続きを
してください。
※クレジットカード納付は、手数料が発生します。
 - スマートフォン決済アプリによるキャッシュレス納付
アプリを起動し、督促状表面に記載の「eL-QR」を読み込んで
お手続きをしてください。
- 【注意事項】
- ※ 地方税お支払サイト及びスマートフォン決済アプリで納付した場合、
県から領収証書は発行しませんので、ご了承ください。
 - ※ 指定期日を過ぎるとコンビニエンスストア、地方税お支払サイト、
スマートフォン決済アプリでの納付はできません。
 - ※ お支払手続完了後は、支払いを取り消すことができません。



「納付の場所・方法について」を入れるため、
名称、電話番号等を左にずらす。

- ・QRコードは、黒色とする。
- ・注意事項は、赤色文字及び太文字とする。
- ・文字枠及び文字サイズは、可能な限り大きくする。

料金後納
郵便

督促状を発付した日から起算して
10日を経過した日までに完納され
ない場合は、地方税法の規定により、
滞納処分を行うこととなります。

重要書類在中

この封筒の中の用紙は、折ったり汚したりしないようにお願いします。

差出人

福島県県南地方振興局県税部

〒961-0971 福島県白河市昭和町269番地

福島県

福島県の税に関するホームページ

福島県 暮らしと県税

検索

たてかき、
実用可能
いくばく

■ 窓はガラスシールを使用しております
■ 印刷は植物性インキを使用しております

福島県県南地方振興局県税部 (お問い合わせ時間 平日 8:30~17:15)

- ① 管理納税課 納税チーム
納税相談に関すること
TEL 0248-23-1514
- ② 課税課
個人事業税、法人県民税、法人事業税、
不動産取得税
TEL 0248-23-1517
自動車税、軽油引取税、ゴルフ場利用税
TEL 0248-23-1519
- ③ 管理納税課 管理チーム
納税証明書に関すること
TEL 0248-23-1512
FAX 0248-23-1521

(発行元 総務部税務システム課)

納付の場所・方法について

- 金融機関等窓口での現金納付
金融機関（銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、郵便局等）
コンビニエンスストア（一部店舗を除く。30万円を超える金額は納付できません。）
県内各地方振興局
 - 地方税お支払サイトでの納付
クレジットカード納付、インターネットバンキング、ペイジー等
こちらの二次元コードから「地方税お支払サイト」へアクセスし、
「eL-QR」を読み込むもしくは「eL番号」を入力し、お手続きを
してください。
※クレジットカード納付は、手数料が発生します。
 - スマートフォン決済アプリによるキャッシュレス納付
アプリを起動し、督促状表面に記載の「eL-QR」を読み込んで
お手続きをしてください。
- 【注意事項】
- ※ 地方税お支払サイト及びスマートフォン決済アプリで納付した場合、
県から領収証書は発行しませんので、ご了承ください。
 - ※ 指定期日を過ぎるとコンビニエンスストア、地方税お支払サイト、
スマートフォン決済アプリでの納付はできません。
 - ※ お支払手続完了後は、支払いを取り消すことができません。



「納付の場所・方法について」を入れるため、
名称、電話番号等を左にずらす。

- ・QRコードは、黒色とする。
- ・注意事項は、赤色文字及び太文字とする。
- ・文字枠及び文字サイズは、可能な限り大きくする。

料金後納
郵便

督促状を発付した日から起算して
10日を経過した日までに完納され
ない場合は、地方税法の規定により、
滞納処分を行うこととなります。

重要書類在中

この封筒の中の用紙は、折ったり汚したりしないようお願いいたします。

差出人

福島県会津地方振興局県税部

〒965-8501 福島県会津若松市追手町7番5号

福島県

福島県の税に関するホームページ

福島県 くらしと県税

検索

たし、たし、
実現可能
いくも

■ 窓はガラス紙を使用しております
■ 印刷は植物性インキを使用しております

福島県会津地方振興局県税部
(お問い合わせ時間 平日 8:30~17:15)

- 納税課
納税相談に関すること
TEL 0242-29-5241, 5242, 5243
- 課税第一課
個人事業税、法人県民税、法人事業税
TEL 0242-29-5251
不動産取得税
TEL 0242-29-5254
- 課税第二課
自動車税、軽油引取税、ゴルフ場利用税
TEL 0242-29-5261-5264
- 管理課
納税証明書に関すること
TEL 0242-29-5235
FAX 0242-29-5239

(発行元 総務部税務システム課)

納付の場所・方法について

- 金融機関等窓口での現金納付
金融機関（銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、郵便局等）
コンビニエンスストア（一部店舗を除く。30万円を超える金額は納付できません。）
県内各地方振興局
 - 地方税お支払サイトでの納付
クレジットカード納付、インターネットバンキング、ペイジー等
こちらの二次元コードから「地方税お支払サイト」へアクセスし、
「eL-QR」を読み込むもしくは「eL番号」を入力し、お手続きを
してください。
※クレジットカード納付は、手数料が発生します。
 - スマートフォン決済アプリによるキャッシュレス納付
アプリを起動し、督促状表面に記載の「eL-QR」を読み込んで
お手続きをしてください。
- 【注意事項】
- ※ 地方税お支払サイト及びスマートフォン決済アプリで納付した場合、
県から領収証書は発行しませんので、ご了承ください。
 - ※ 指定期日を超えるとコンビニエンスストア、地方税お支払サイト、
スマートフォン決済アプリでの納付はできません。
 - ※ お支払手続完了後は、支払いを取り消すことができません。



「納付の場所・方法について」を入れるため、
名称、電話番号等を左にずらす。

- ・QRコードは、黒色とする。
- ・注意事項は、赤色文字及び太文字とする。
- ・文字種及び文字サイズは、可能な限り大きくする。

料金後納
郵便

督促状を発付した日から起算して
10日を経過した日までに完納され
ない場合は、地方税法の規定により、
滞納処分を行うこととなります。

重要書類在中

この封筒の中の用紙は、折ったり汚したりしないようにお願いします。

差出人

福島県南会津地方振興局県税部

〒967-0004 福島県南会津郡南会津町

田島字根小屋甲4277番地の1

福島県

福島県の税に関するホームページ

福島県 くらしと県税

検索

たてふりかき
実現可能
しくな

■ 窓はガラス紙を使用しております
■ 印刷は納税用インキを使用しております

福島県南会津地方振興局県税部
(お問い合わせ時間 平日 8:30~17:15)

○納税課税課
納税相談に関すること
TEL 0241-62-5212
課税に関すること
TEL 0241-62-5212, 5213, 5214
FAX 0241-62-5219

(発行元 総務部税務システム課)

納付の場所・方法について

○金融機関等窓口での現金納付

金融機関（銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、郵便局等）
コンビニエンスストア（一部店舗を除く。30万円を超える金額は納付できません。）
県内各地方振興局

○地方税お支払サイトでの納付

クレジットカード納付、インターネットバンキング、ペイジー等
こちらの二次元コードから「地方税お支払サイト」へアクセスし、
「eL-OR」を読み込む若しくは「eL番号」を入力し、お手続きを
してください。



※クレジットカード納付は、手数料が発生します。

○スマートフォン決済アプリによるキャッシュレス納付

アプリを起動し、督促状表面に記載の「eL-OR」を読み込んで
お手続きをしてください。

【注意事項】

- ※ 地方税お支払サイト及びスマートフォン決済アプリで納付した場合、
県から領収証書は発行しませんので、ご了承ください。
- ※ 指定期日を過ぎるとコンビニエンスストア、地方税お支払サイト、
スマートフォン決済アプリでの納付はできません。
- ※ お支払手続完了後は、支払いを取り消すことができません。

「納付の場所・方法について」を入れるため、
名称、電話番号等を左にずらす。

- ・QRコードは、黒色とする。
- ・注意事項は、赤色文字及び太文字とする。
- ・文字枠及び文字サイズは、可能な限り大きくする。

料金後納
郵便

督促状を発付した日から起算して
10日を経過した日までに完納され
ない場合は、地方税法の規定により、
滞納処分を行うこととなります。

重要書類在中

この封筒の中の用紙は、折ったり汚したりしないようにお願いします。

差出人

福島県相双地方振興局県税部

〒975-0031 福島県南相馬市原町区錦町1丁目30番地

福島県

福島県の税に関するホームページ

福島県 くらしと県税

検索

たてがみ、
実用可能
いくも

■ 窓はガラス紙を使用しております
■ 印刷は植物性インキを使用しております

福島県相双地方振興局県税部 (お問い合わせ時間 平日 8:30~17:15)

管理納税課

納税相談に関すること
TEL 0244-26-1124
納税証明書に関すること
TEL 0244-26-1123

課税課

個人事業税、法人県民税、法人事業税
に関すること
TEL 0244-26-1126
不動産取得税に関すること
TEL 0244-26-1125
自動車税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、
産業廃棄物税に関すること
TEL 0244-26-1127
FAX 0244-26-1128

(発行元 総務部税務システム課)

納付の場所・方法について

○金融機関等窓口での現金納付

金融機関（銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、郵便局等）
コンビニエンスストア（一部店舗を除く。30万円を超える金額は納付できません。）
県内各地方振興局

○地方税お支払サイトでの納付

クレジットカード納付、インターネットバンキング、ペイジー等
こちらの二次元コードから「地方税お支払サイト」へアクセスし、
「eL-QR」を読み込む若しくは「eL番号」を入力し、お手続きを
してください。



※クレジットカード納付は、手数料が発生します。

○スマートフォン決済アプリによるキャッシュレス納付

アプリを起動し、督促状表面に記載の「eL-QR」を読み込んで
お手続きをしてください。

【注意事項】

- ※ 地方税お支払サイト及びスマートフォン決済アプリで納付した場合、
票から領収証書は発行しませんので、ご了承ください。
- ※ 指定期日を過ぎるとコンビニエンスストア、地方税お支払サイト、
スマートフォン決済アプリでの納付はできません。
- ※ お支払手続完了後は、支払いを取り消すことができません。

「納付の場所・方法について」を入れるため、
名称、電話番号等を左にずらす。

- ・QRコードは、黒色とする。
- ・注意事項は、赤色文字及び太文字とする。
- ・文字枠及び文字サイズは、可能な限り大きくする。

料金後納
郵便

督促状を発付した日から起算して
10日を経過した日までに完納され
ない場合は、地方税法の規定により、
滞納処分を行うこととなります。

重要書類在中

この封筒の中の用紙は、折ったり汚したりしないようにお願いします。

差出人
福島県いわき地方振興局県税部
〒970-8026 福島県いわき市平字梅本15番地

福島県

福島県の税に関するホームページ

福島県 くらしと県税

検索

ふくしま、
実現可能
しくも

※ 窓はガラスシールを使用しております
※ 印刷は植物性インキを使用しております

福島県いわき地方振興局県税部 (お問い合わせ時間 平日 8:30~17:15)

- ◎納税課
納税相談に関すること
TEL 0246-24-6030
- ◎課税第一課
個人事業税、法人県民税、法人事業税
TEL 0246-24-6032
不動産取得税
TEL 0246-24-6033
- ◎課税第二課
自動車税
TEL 0246-24-6025
軽油引取税、ゴルフ場利用税、産業廃棄物税
TEL 0246-24-6037
- ◎管理課
納税証明書に関すること
TEL 0246-24-6024
FAX 0246-24-6039

(発行元 総務部税務システム課)

納付の場所・方法について

- 金融機関等窓口での現金納付
金融機関（銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、郵便局等）
コンビニエンスストア（一部店舗を除く。30万円を超える金額は納付できません。）
県内各地方振興局
 - 地方税お支払サイトでの納付
クレジットカード納付、インターネットバンキング、ペイジー等
こちらの二次元コードから「地方税お支払サイト」へアクセスし、
「eL-QR」を読み込む若しくは「eL番号」を入力し、お手続きを
してください。
※クレジットカード納付は、手数料が発生します。
 - スマートフォン決済アプリによるキャッシュレス納付
アプリを起動し、督促状表面に記載の「eL-QR」を読み込んで
お手続きをしてください。
- 【注意事項】
- ※ 地方税お支払サイト及びスマートフォン決済アプリで納付した場合、
県から領収証書は発行しませんので、ご了承ください。
 - ※ 指定期日を過ぎるとコンビニエンスストア、地方税お支払サイト、
スマートフォン決済アプリでの納付はできません。
 - ※ お支払手続完了後は、支払いを取り消すことができません。



「納付の場所・方法について」を入れるため、
名称、電話番号等を左にずらす。

- ・QRコードは、黒色とする。
- ・注意事項は、赤色文字及び大文字とする。
- ・文字枠及び文字サイズは、可能な限り大きくする。